

平成25年 1月11日  
独立行政法人  
日本原子力研究開発機構  
敦賀本部

高速増殖炉研究開発センターおよび原子炉廃止措置研究開発センターの  
原子力事業者防災業務計画修正に伴う関係自治体との協議の開始について  
(お知らせ)

東日本大震災の教訓を踏まえ、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）および関係省令ならびに防災基本計画が改正され、また、原子力災害対策指針等が策定されたことに伴い、事業者に対して「原子力災害予防対策の実施」、「緊急事態応急対策等の実施」、「原子力災害事後対策の実施」等を充実させる観点から、新たに取り組むべき事項が示されました。

また、上記の法令の改正内容について、当機構が定める原子力事業者防災業務計画に反映させ、関係自治体と協議の上、国に届け出ることが省令<sup>\*1</sup>で定められました。

これらを踏まえ、当機構は、高速増殖炉研究開発センター（以下「もんじゅ」という。）および原子炉廃止措置研究開発センター（以下「ふげん」という。）の原子力事業者防災業務計画<sup>\*2</sup>の修正案を取りまとめ、関係自治体との協議<sup>\*3</sup>を本日、開始しましたので、お知らせします。

1. 協議対象の関係自治体

高速増殖炉研究開発センター 原子力事業者防災業務計画

福井県、敦賀市、滋賀県

原子炉廃止措置研究開発センター 原子力事業者防災業務計画

福井県、敦賀市、滋賀県

2. 原子力事業者防災業務計画修正案の主な内容

以下の項目について追記を行う

a. 原子力防災訓練

原子力防災訓練実施後の評価の実施、原子力規制委員会への報告  
およびその要旨の公表に関する記載を追記

3. 原子力事業者防災業務計画を修正する日（予定）

平成25年3月18日

- ※1：原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（平成24年9月19日施行）  
なお、「もんじゅ」および「ふげん」は、研究開発段階炉であることから、実用発電用原子炉にのみ適用される「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第2条第2項」は修正対象外としている。
- ※2：原子力事業者防災業務計画  
平成11年9月30日に発生したJCOウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために原災法が制定された。この原災法に基づき、原子力事業者は、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を、原子力事業者防災業務計画に定めている。  
当機構は、同計画を平成12年6月16日に作成し、毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正している。
- ※3：関係自治体との協議  
原災法第7条第2項の規定に基づき、原子力事業者は原子力事業者防災業務計画を修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。

添付資料：高速増殖炉研究開発センターおよび原子炉廃止措置研究開発センター  
ー原子力事業者防災業務計画修正案の概要について

以 上

なお、平成25年1月18日（金）、原子力災害対策特別措置法施行令が一部改正され、新たに岐阜県が協議対象となったことから、同県に対しても協議申入れを行いました。

（平成25年1月18日 週報発表済み）



高速増殖炉研究開発センターおよび原子炉廃止措置研究開発センター  
原子力事業者防災業務計画  
修正案の概要について

平成25年1月  
独立行政法人  
日本原子力研究開発機構

- 原子力事業者防災業務計画については、原子力災害対策特別措置法（原災法）第7条に基づき、以下の対応が必要。
  - 原子力事業所毎に作成、毎年検討を行い必要と認めれば修正。この場合、関係する自治体の地域防災計画に抵触しないことを確認。
  - 修正しようとするときは、あらかじめ当該原子力事業所の所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県※<sup>1</sup>知事と協議。

※1：関係周辺都道府県の要件（原災法施行令第2条の2（\*））

- ①「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から30kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」  
\*：原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案では「研究開発段階炉を加える」としている。
- ②「当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」

## 協議相手先

高速増殖炉研究開発センター原子力事業者防災業務計画：福井県、敦賀市、滋賀県  
原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画：福井県、敦賀市、滋賀県

## 協議スケジュール

協議開始日	平成25年	1月11日
業務計画を修正する日（予定）	平成25年	3月18日

以下のとおり、原災法及び関連法令、防災基本計画、原子力災害対策指針等が改正又は策定され、事業者として取り組むべき事項が示されていることから、これに基づく修正を実施。

●**原子力災害対策特別措置法**（H24.6.27改正、H24.9.19 施行）

通報連絡先の変更・追加（主務大臣→規制委・内閣総理大臣、関係隣接都道府県→関係周辺都道府県 等）  
事業者が行った訓練結果の規制委員会への報告及び要旨を公表することを追加

●**原子力事業者防災業務計画等に関する省令**（H24.9.14制定、H24.9.19施行）

従来から原災法施行規則で規定されていた業務計画記載項目（16項目）に加え、新たに7項目（緊急時対策所の整備・運用、緊急時対策室（原子力施設事態即応センター）の整備・運用、原子力事業所災害対策支援拠点の整備・運用等）が追加された。（ただし、実用発電用原子炉にのみ適用とし、もんじゅ・ふげんは除かれている。）

●**原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について（内規）**（H24.9.19規制委決定）

事業者から届出された業務計画を国として確認する際の視点を定めたもの。基本的に、この内規を満足するように記載の充実を図る必要がある。

●**防災基本計画 第11編 原子力災害対策編**（H24.9.6 改正）

国・地方自治体等と協力して汚染の除去等を行うこと、国・地方自治体と協調し被災者の生活支援を行うこと、損害賠償請求等への対応体制の整備などを追記

●**原子力災害対策指針**（H24.10.31 制定。現在も継続して見直し作業中）

現在、特別な要求はない（上記に含まれる）が、見直し作業の状況（※EAL等の導入等）に応じて、記載内容を検討していく。

※EAL：緊急時活動レベル（Emergency Action Level（発電所の緊急事態区分を、炉心温度など「プラントの兆候」、安全系ポンプの故障など「発生した事象」、あるいは原子炉格納容器の健全性など「障壁の状態」に基づき設定する考え方）

## 【第2章 原子力災害予防対策】

- 第1節 原子力防災体制の整備
  - －機構対策本部及び敦賀対策本部の役割に関する記載を追記
- 第2節 原子力防災組織の運営方法
  - －機構対策本部及び敦賀対策本部における防災体制発令・解除及び要員の非常招集に関する記載を追記
- 第3節 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備
  - －緊急安全対策関連資機材を追記するとともに、これらの点検頻度・保管場所を明記
- 第4節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備
  - －規制庁緊急時対応センターに配備する資料に関する記載を追記
- 第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検
  - －気象観測設備の設置場所、点検頻度及び保管場所を明記
- 第6節 原子力防災教育の実施
  - －機構対策本部及び敦賀対策本部の要員に対する原子力防災教育に関する記載を追記
- 第7節 原子力防災訓練の実施
  - －**防災訓練実施後の評価、原子力規制委員会への報告及び要旨公表に関する記載を追記**
- 第8節 関係機関との連携
  - －炉規法第64条第3項に基づく対応に関する記載を追記

## 【第3章 緊急事態応急対策等の実施】

### ●第1節 通報、報告等の実施

－通報及び報告を行った場合の記録の保存に関する記載を追記

### ●第2節 応急措置の実施

－応急措置の実施計画策定に関する記載を追記

－プラントメーカー・協力会社等との連携に関する記載を追記

－被災者相談窓口の設置に関する記載を追記

### ●第3節 緊急事態応急対策

－規制庁緊急時対応センターへの派遣要員を追記

## 【第4章 原子力災害事故対策の実施】

### ●第1節 原子力災害事後対策の計画等

－国、地方公共団体等と協力して汚染の除去等を行う旨の記載を追記

－国、地方自治体と協調して被災者への生活再建等の支援を行う旨の記載を追記

### ●第2節 要員の派遣、資機材の貸与

－特になし

## 【第5章 その他】

### ●第1節 福井県内の他原子力事業所への協力

－特になし

### ●第2節 福井県外の原子力事業所等への協力

－特になし